

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2020年2月28日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

住 所	東京都渋谷区道玄坂 1-22-9 AD-0 渋谷道玄坂ビル 9-10F
名 称	株式会社タイミー
代表者の氏名	小 川 嶺

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、労働力の最適配置のために、スピーディーなジョブマッチングを実現するプラットフォームを運営している。従来のアルバイト採用媒体や人材紹介サービスは、中長期の勤務を前提にした雇用を主な対象としており、マッチングを経て一定期間後に労務提供が開始される（給与の支払いはさらにその後となる）ことが一般的だが、このたび、当社は、すぐ働くことができ、給与がもらえる形でのマッチングを前提としたサービスを通じて、人材の流動性をより健全な形で高めるとともに、潜在的な労働力を喚起したいと考えている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来、労働者に対する賃金の支払いは、使用者が各労働者に対して個別に支払う形によって行われていた。これを当社が代わりに行うことで、使用者は一括して当社に支払うのみでよくなり、事務負担を大きく減らすことが可能となる。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

[Large redacted text block]

(3) 新事業活動を実施する場所
WEBアプリ上

[Redacted text block]

[REDACTED]

[Redacted text block]

6. その他